

きずな



2017年 3月16日

NO 1110

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (Tel 62-6200)

2月27日、井原市議会2月定例会が開会しました。一般質問は2日、3日、6日の3日間行われ12議員が質問しました。森本議員は6日の最初に質問し、定例会での連続112回目の質問になりました。森本議員の質問と瀧本市長、片山教育長らの答弁の概要は次のとおりです。

◆学校給食費の保護者負担を全額補助するか軽減しては

若者の定住促進や子育て支援及び市外からの転入促進など人口減少対策の観点から、市が学校給食費（1回の負担は、小学生270円、中学生310円）の保護者負担を全額補助するか負担軽減措置を導入してはどうですか。

ちなみに、補助の方法は異なりますが、広島県の神石高原町や、井原市の友好親善都市である栃木県大田原市では実施しています。

これらの自治体を参考にして、本市でも補助を実施してはどうですか。

学校給食法に定められている保護者負担区分のうち、光熱水費、燃料費等を含めた1億3千5百万円を市で負担し、給食材料費のみを保護者に負担いただいております。

法の本旨に則り応分の負担をいただくことが本来の姿であると考えます。仮に現在保護者の皆さんに負担いただいている給食費を全額補助で賄った場合はさらに約2億円の財源が必要になります。

このようなことから給食費の全額補助又は負担軽減措置の実施については困難と考えます。

（森本市議は全額が無理なら軽減措置をと強調）

◆多胎（双子以上）妊婦に対する妊婦一般健康診査受診券の交付枚数を増やしては

平成27年12月定例会におけるこの件に関する私の質問に市長は「今後日本産科婦人科学会の報告事例や近隣市町村の動向を見ながら研究してまいりたい」とお答えになりました。質問した当時には、県内では新見市だけが通常の14枚に2枚追加していました。その後、高梁市が実施し、通常の14枚に5枚追加しているようであります。また、その後明らかになりましたが、町段階になりますが美咲町で今年度平成28年度5月から14枚に2枚追加しています。

前回の質問の時、「研究したい」とのことでしたが、その後どう研究されたのか、また、新見市に次いで高梁市や美咲町が追加助成したことを、市としてはどう見ておられますか。

これらの状況を踏まえ、本市でも安心してお産できる環境づくり、また、若者の定住促進や子育て支援及び市外からの転入促進など人口減少対策の観点から、早急に受診券の追加交付を実施してはどうですか。

本市の状況は、平成27年に母子健康手帳を交付した妊婦で、転入・転出と途中流産された方、多胎妊婦を除いた179人の一般健康診査券の使用状況は、平均で11.5枚でした。

一方多胎妊婦の出産は3件有り、健康診査券のそれぞれの使用状況は、10枚、11枚、12枚で平均使用枚数は11.0枚となっており、多胎・単胎ともほぼ同じ使用状況でした。

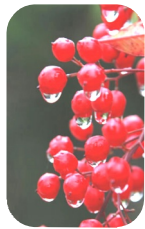
また平成23年から27年の多胎出産された状況は、平成23、24、25年が各1人、26年、27年が各3人です。この直近5年の平均使用枚数は、単胎妊婦が11.6枚、多胎妊婦が10.4枚となっており、多胎妊婦の使用枚数の方が少ない状況となっています。

こうしたことから、現状では現在の交付枚数で十分に対応できていると思われるため、現時点では交付枚数を増やすことは考えておりません。



◆「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。市はこの法律成立をどう認識され具体的にどうお考えなのか

市はこの法律成立をどう認識され具体的にどうお考えなのかについて市長や教育長のお考えをお尋ねいたします。この法律が成立した結果、自治体で取り組むべき条文が盛り込まれました。具体的に次の3点をお尋ねいたします。



①国の特別対策の終結から14年経て「社会問題として部落問題は、基本的に解決された到達点にある」と言われていますが、市長はこの点をどう思われますか。

②この法律の第5条第2項では、「地域の実情に應じ、部落差別を解消するため、必要な教育啓発を行う」としていますが、市長、教育長はこの点をどう思われ、どうしようとお考えでしょうか。

③この法律の第6条で、行政に義務付けられる「実態調査」は、旧同和地区住民を洗い出し、国民の内心を侵害し、国民の間に新たな障壁をつくり出す危険があると考えます。

2面左上へ続く

①本市における部落問題は基本的に解決されたものと認識している。

このことは昨年11月に開催しました「井原市人権施策審議会」において岡山地方法務局より同和問題等についての講演をいただきましたが、審議会では部落問題は井原市にとっては過去の問題であり、すでに解決しているとの認識でありました。

こうした見解は私（市長）も共通した思いです。

②市長⇒現在の人権問題としては、人種、性別等様々な偏見や差別、また、社会問題となっている虐待やいじめインターネット上の人権侵害等解決すべき多くの課題があることから、人権教育については「暮らしと人権講座」をはじめ、PTA、人権教育研修会などにより、引き続き取り組むこととしています。教育長⇒認識としては、市長が申した通りで変わりございません。これからも学校教育、社会教育で様々な人権教育について家庭教育啓発等

③この調査についてはその内容が示されていませんが、国において調査内容手法等について慎重に検討することとされていることから、**2面右上へ続く**

1面左下より続く また、私は、行政上「同和地区」、「同和関係者」という概念は消滅していると思いますが、市長はどう思われますか。また、このような中で実態調査が可能だとお考えでしょうか。

◆市役所本庁舎周辺の植栽の管理を徹底しては
市役所本庁舎はなんといっても井原市の顔です。その顔である庁舎の周りの植栽が見るに堪えない箇所があります。
手入れを専門家にお願いするなどして、管理を徹底すべきではないですか。

◆ゴミ収集車の火災事故に対する市としての対応は
先般、ゴミ収集車が火災事故を起こしました。被害は軽かったようですが、大きな事故の発生が大変危惧されるところであり、二度とこのような事故が起きないように、ゴミを出される住民の方々に何らかの手を打つ必要があると感じます。
市としては、この事故をどう認識し、ゴミ収集車が火災事故を起こさないために、今後住民の方々にどのような働きかけをしますか。

◆市が設置している公園の和式トイレを洋式トイレに変更しては
市が設置している公園で和式トイレしかない箇所では、足などに怪我をしている方や足が弱っている方にとっては非常に利用しにくく、足腰に大変負担がかかるという声を聞きます。
市内の公園で和式トイレしかない箇所は洋式トイレに変更してはどうですか。



特に立戸公園には和式トイレが2基あるので、せめて1基だけでも洋式トイレにという声を聞きます。この際、市内の公園のトイレの状況を把握していただき、和式トイレしかない箇所は、洋式トイレに変更するなどの方法を講じていただけないでしょうか。

◆田中美術館の常設展の写真撮影を許可しては
独立行政法人国立美術館が所管する美術館では、現在、フラッシュなど光を発するものや三脚等の使用は禁止、また、ほかの観覧者への配慮が必要な場合や所蔵品以外を展示する企画展では原則として撮影禁止のようです。しかし、各館の所蔵作品を展示する常設展では、写真撮影を許可している美術館が徐々に増えているようです。
田中美術館でも所蔵品に親しんでもらい、入館者増を期待し、まずは常設展に限って写真撮影を許可してはどうですか。

8. 経ケ丸グリーンパーク遊歩道の整備の考えは
経ケ丸グリーンパークが建設された当時、笹賀町から経ケ丸グリーンパークへ通じる遊歩道が設置されました。当初は、関係住民の方々が遊歩道の管理をされていたようです。しかし、年数が経過し、今では管理をされていた方々も高齢になり管理がままならなくなっており、遊歩道の体をなしていないというのが実情です。
今でも時々市外から来られた観光客が「ここは上がるんですか」と尋ねられることもあるそうです。この遊歩道を市において新たに整備するか、それがかなわなければ、地域の方とよく相談して遊歩道という看板を撤去してはどうですか。

1面右下から続く 今後国・県の動向を注視しながら情報収集に努め、市として適切に対応していきたいと考えています。

シルバー人材センターや職員によって剪定や除草等を定期的に行っている。
管理については専門家にお願いすることは考えておりません。今後必要な時期に補植などを行うことにより、本庁舎付近の美化に努めていきたい。

本年1月11日に下出部地内で燃やさないごみの収集作業中パッカー車の荷台から煙が出る事故が発生しました。今回の事故を受け、市ホームページ(HP)へ新たに使用済スプレー缶などの処理方法について特化した記事を掲載したところです。
市民の皆さまにごみの正しい出し方について再認識していただくため、引き続き市広報、HP及び出前講座等で注意を呼びかけ一層のご理解とご協力をお願いしてまいります。

現在市が設置している公園でトイレのある公園は63公園です。この内洋式トイレのある公園は13公園、和式トイレのみの公園は50公園です。
公園に設置しているトイレは、建物の構造上洋式トイレを設置するに足りる広さが無いこと、また、衛生面から公衆用トイレの洋式便座に直接触れたくないという意見もお聞きしていることから、現状でのご利用をお願いしたいと考えております。
尚、足腰に不安を抱える方々への対策として、和式トイレの建物の状況を確認しながら手すりを設置していきたい。お年寄りのご利用が多いとかという所については、できるだけ早く取り付けるべきであろうと考えております。

一番の理由は、著作権の保護です。田中美術館の収蔵品の大部分を占める平櫛田中先生の著作権は2030年12月末まで保護されていることから、常設展で展示されているほとんどの作品が著作権者の許可なく撮影できないこととなっています。
また落ち着いた静かな環境で作品を鑑賞したいという来館者もおられるため、話声だけでなくシャッター音やフラッシュによる乱反射等が鑑賞者等の妨げになることから撮影は望ましくないと考え、現行通り館内の作品は撮影禁止とさせていただきます。

経ケ丸への遊歩道は4路線あり、川附地区に2路線、銅、鯨地区にそれぞれ1路線あり、川附地区では現在も春と秋の年2回管理されております。
また、銅、鯨地区では28年度管理を再開したと聞いております。



現在、経ケ丸グリーンパークの指定管理者から、遊歩道としての利用実態はないと聞いており、案内看板の撤去については、地元と協議したうえで対応を決定していきたい。

この「きすな」は森本ふみお議員のブログ (<http://m.okajcp.com>) でも見れます